

兵庫県公報

平成19年4月6日 金曜日 第1864号

発行人

兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

告 示

	ページ
○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定（しごと支援課）	1
○県営土地改良事業の換地計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	2
○兵庫県防除実施基準等の変更（豊かな森づくり課）	2
○公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	3
○同 上（同）	3
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	4
○同 上（同）	4
○土地区画整理組合の解散認可（市街地整備課）	4
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	5

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（参画協働課）	5
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	5
○大規模小売店舗の変更に関する届出（同）	6

病院局告示

○公印の新調	7
--------	---

警察本部公告

○入札公告	7
○同 上	9

告 示

兵庫県告示第427号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第33条の規定に基づき、平成19年4月1日付けで同法第34条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1 法人名称 | 社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団 |
| 2 法人住所 | 神戸市西区曙町1070番地 |
| 3 事務所の所在地 | 洲本市広石北847 |
| 4 事務所名称 | 淡路障害者就業・生活支援センター |
| 5 指定に係る地域 | 洲本市、南あわじ市及び淡路市 |

兵庫県告示第428号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）勝雄地区の換地計画を定めたので次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立てに係る決定に不服がある者は、兵庫県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第10項の定めによりこの計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成19年4月6日から同月26日まで
- 3 縦覧の場所
神戸市北区役所

兵庫県告示第429号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
洲本市	角川長池地区	平成19年4月6日から 同月26日まで	洲本市役所 五色庁舎

兵庫県告示第430号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の町から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

郡町の名称	地区名
赤穂郡上郡町	石堂地区

兵庫県告示第431号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3第1項の規定により兵庫県防除実施基準を、同法第7条の5第1項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域をそれぞれ変更したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称
 - (1) 兵庫県防除実施基準の変更
 - (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の変更

2 縦覧場所

兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課並びに次の各市役所及び町役場
 神戸市、芦屋市、三田市、川辺郡猪名川町、西脇市、加西市、加東市、多可郡多可町、姫路市、神崎郡神
 河町、同郡市川町、同郡福崎町、たつの市、宍粟市、豊岡市、美方郡香美町、同郡新温泉町、養父市、朝来
 市、篠山市、丹波市、洲本市、南あわじ市

兵庫県告示第432号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、太子町田中農住
 組合長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（土地区画整理事業、出来形確認測量、4級基準点測量）

2 作業期間

平成18年12月4日から平成19年2月28日まで

3 作業地域

揖保郡太子町太田往田及びヨフカ地内

兵庫県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月6日
 から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年4月6日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦
 覧に供する。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 島川原線	川辺郡猪名川町柏原字栗林13番から 同郡同町柏原字東63番まで	旧	4.0から 13.0まで	750.0	
		新	6.0から 22.0まで	744.0	

兵庫県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月6日
 から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年4月6日から2週間、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所において一般の縦
 覧に供する。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

県道 三尾浜坂線	美方郡新温泉町田井字風早923番1から 同郡同町田井字風早921番まで	旧	7.0から 9.0まで	30.0
		新	8.0から 15.0まで	30.0

兵庫県告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月6日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年4月6日から2週間、阪神北県民局県土整備部宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 477号	川西市黒川字谷垣内116番から 同市黒川字水口35番まで	旧	3.0から 16.0まで	258.0	
		新	10.0から 30.0まで	245.0	

兵庫県告示第436号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年4月7日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年4月6日から2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 壺根坂越線	赤穂市坂越字宮本1040番8から 同市坂越字八租2351番41まで	旧	5.0から 21.0まで	402.0	
		新	8.0から 28.0まで	340.0	

兵庫県告示第437号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、淡路市南谷土地区画整理組合の解散を平成19年3月26日に認可した。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県告示第438号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成19年5月26日から適用する。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

表中

同	大山支店	神崎郡神河町杉
同	粟賀支店	神崎郡神河町粟賀町
同	越知谷支店	神崎郡神河町越知
を		
同	粟賀支店	神崎郡神河町粟賀町

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局神戸生活創造センター、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日 平成19年3月23日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称 特定非営利活動法人キッピーフレンズ
 - (2) 代表者の氏名 山田久美代
 - (3) 主たる事務所の所在地 三田市あかしあ台3丁目20番地15
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもをはじめとする市民に対して、自然や地域社会に対する関心や興味を喚起するため、学習支援や様々な体験を通して夢や希望を提供する事業に取り組むとともに、公共施設の管理・運営を行い、関係団体とも連携を図りながら、自然や人とのふれあいを通して「対話と交流」を深め、環境の保全に寄与し、豊かな心を育む地域社会づくりに貢献することを目的とする。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
芦屋市高浜町7番2、7番3

- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市精道町7番6号
芦屋市長 山中 健
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成18年6月1日
兵庫県指令神南(建)第1-7-2号(17芦屋)
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町東保字高田84番1の一部、84番2の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市辻井六丁目9番12号
株式会社オフ開発 代表取締役 西川 育夫
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成18年10月25日
兵庫県指令西播(建)第1-9号(18太子)

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第7項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年4月6日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 日高ショッピングタウン
所在地 豊岡市日高町土居字野田367
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 マックスバリュ西日本株式会社
代表者の氏名 藤本 昭
住所 姫路市北条口四丁目4番地
- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置
- イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (ア) 変更前
出入口1箇所 出口1箇所
- (イ) 変更後
出入口5箇所
- (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
- (ア) 変更前
マックスバリュ西日本株式会社 午前9時
物販棟A 午前9時30分(日曜日、祝日は午前9時)
物販棟B 午前9時
- (イ) 変更後
マックスバリュ西日本株式会社 午前9時
物販棟A 午前9時
物販棟B 午前9時
- 4 変更理由
店舗前面の国道312号から出入口①に右折で進入する車両に対して、新たな出入口を設置し、この出入口に誘導することにより、国道312号における右折進入による渋滞発生を防止するため。

- 5 変更年月日
平成19年5月24日
- 6 届出年月日
平成19年3月23日
- 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び但馬県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成19年4月6日から4月間

病院局告示

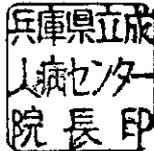
兵庫県病院局告示第1号

1に掲げる公印を平成19年3月31日限り廃止し、2に掲げる公印を新調し、平成19年4月1日からその使用を開始した。

平成19年4月6日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 廃止公印の名称及び印影
兵庫県立成人病センター院長印



- 2 新調公印の名称及び印影
兵庫県立がんセンター院長印



警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年4月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠史

- 1 調達内容
 - (1) 調達物品及び数量
遺失拾得管理システム一式（賃貸借）
 - (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 契約期間
平成19年12月10日（月）から平成24年12月9日（日）（5年間）
 - (4) 設置場所
兵庫県警察本部情報管理課、会計課及び各警察署

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 細見

電話 (078) 341-7441 内線 2251

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年4月6日（金）から同月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年5月18日（金）午前11時00分 兵庫県警察本部 本館4階入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成19年5月17日（木）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年5月16日（水）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

免除とする。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成19年4月20日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年5月下旬）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Seishi Suei, Director of Hyogo Prefectural Police H. Q.

(2) Nature and quantity of the product to be leased :

Lease of Lost Article and Found Article Handling Management System 1 Set

(3) Lease period :

From December 10, 2007 through December 19, 2012

(4) Lease places :

Police H. Q. and Police Stations in Hyogo Prefecture

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

17:00 April 20, 2007

(6) Deadline for tender :

17:00 May 17, 2007 by mail ;

11:00 May 18, 2007 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Hosomi, Facilities section, Accountant Division, Hyogo Prefectural Police H. Q.

4-1, Shimoyamate-dori, 5-chome, Chuo-ku, Kobe, 650-8510

TEL. (078) 341-7441 (Ext. 2251)

~~~~~  
入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年4月6日

契約担当者

兵庫県警察本部長 末井 誠史

## 1 調達内容

## (1) 購入物品及び数量

|                  |        |
|------------------|--------|
| ア 男性警察官用夏服上衣（長袖） | 2,300着 |
| イ 男性警察官用夏服上衣（半袖） | 2,900着 |
| ウ 男性警察官用夏服ズボン    | 3,000着 |

## (2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書（以下「説明書」という。）で指定する特質等を有すること。

## (3) 納入期限

|                  |               |
|------------------|---------------|
| ア 男性警察官用夏服上衣（長袖） | 平成19年7月27日（金） |
| イ 男性警察官用夏服上衣（半袖） | 同 上           |
| ウ 男性警察官用夏服ズボン    | 同 上           |

## (4) 納入場所

|                  |              |
|------------------|--------------|
| ア 男性警察官用夏服上衣（長袖） | 契約担当者が指定する場所 |
| イ 男性警察官用夏服上衣（半袖） | 同 上          |
| ウ 男性警察官用夏服ズボン    | 同 上          |

## (5) 入札方法

上記(1)の物品ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、和議法（大正11年法律第72号）に基づく和議開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 申込書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号  
兵庫県警察本部総務部装備課 担当 馬場  
電話 (078) 341-7441 内線 2333

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び説明書の交付期間

平成19年4月6日（金）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
毎日午前10時から午後5時まで

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成19年4月27日（金）午後1時から  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成19年5月18日（金）午後1時から  
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部4階入札室

## (5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成19年5月17日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の105）の100分の5以上の額の入札保証金（以下「保証金」という。）を平成19年5月16日（水）の午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に本部長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成19年4月27日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書は、上記3(4)の日時及び場所に直接持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、平成19年5月17日（木）午後5時までに上記3(4)の場所に必着のこと。

イ 所定の額の保証金（保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成19年5月25日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県

規則第31号) 第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、説明書による。